

令和8年3月5日

構成員 各位

消費者庁食品表示課

### 令和7年度 第3回栄養機能食品に関する検討会の開催について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本検討会に御参加、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年度 第3回栄養機能食品に関する検討会は書面による決議をもって実施することといたします。

つきましては、御多用中、誠に恐縮に存じますが、下記「議題事項」につき、同意いただける場合は、別紙1「同意書」に御署名のうえ、電子メール添付にて令和8年3月17日までに御返信下さいますようお願い申し上げます。

なお、別添のとおり構成員から意見が提出されており、これに対する消費者庁の見解を示していることを申し添えます。

敬具

記

議 題

- (1) 令和7年度 栄養機能食品に関する検討会 取りまとめ（案）について

以上

令和7年度 栄養機能食品に関する検討会に係る意見及び消費者庁の見解

【川久保構成員意見】

別紙2参照

【消費者庁見解】

- 1.及び2.につきましては、御意見も参考にしながら検討してまいります。
- 3.につきましては、栄養機能食品制度について、消費者及び食品関連事業者の理解を一層深めていただくことが重要であると考えます。そのため、本制度の周知や普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

令和 8 年 2 月 27 日

消費者庁 食品表示課  
保健表示室 栄養成分表示係 御中

## 栄養機能食品制度改正に関する意見

一般社団法人  
健康食品産業協議会

栄養機能食品制度改正に関する意見について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

1. 本年度、検討会が開催されている栄養機能食品制度の改正に伴う経過措置期間は3年以上を希望します。
2. 本年度、検討会が開催されている栄養機能食品制度の改正と、他制度（栄養素等表示基準値）の経過措置期間の重複期間は少なくとも1.5年を希望します。
3. 栄養機能食品について積極的な啓発活動の実施を希望します。

以下に詳細を記載します。

#### 1. 経過措置期間の意見

本年度、検討会が開催されている栄養機能食品制度の改正による経過措置期間は3年以上を希望します。

本改正による上限値・下限値の変更により、処方変更が必要となる企業においては、実務上、通常2年程度の期間を要するものと考えております。

処方変更は、原料選定、安定性確認、表示改訂、在庫調整等、多岐にわたる対応を伴うものであり、企業にとって相当の負担が生じます。

また、十分な検証期間を確保せず、経過措置期間内に対応を完了させることを優先した場合、予期せぬトラブルの発生により製品の発売遅延や供給停止が生じる可能性があります。消費者の商品選択や購入の機会が失われるといった影響が懸念されます。

さらに、拙速な対応に起因して自主回収等の措置が必要となった場合、再発防止策の

検討及び良品確保の時間が必要となり、その間製品の供給ができなくなりますので、消費者が不利益を被る恐れがあります。

以上を踏まえ、単に技術的に対応可能な標準期間としての2年ではなく、円滑かつ確実な移行を可能とし、消費者に対する不利益を回避するためにも、余裕をもった経過措置期間の設定をご検討いただきたく存じます。

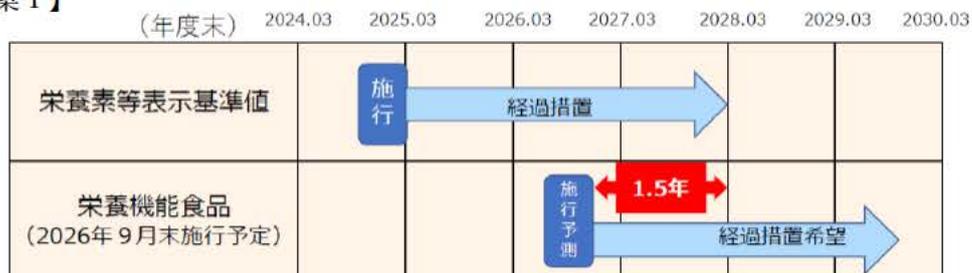
## 2. 他制度との経過措置期間重複に関する意見

栄養素等表示基準値の改正に伴う経過措置期間と、今回の改正に伴う経過措置期間については、少なくとも1.5年間の重複期間を設けることが必要であると考えます。

提案として、下記【案1】をご提示いたします。

【案1】として、本年度の検討会で開催されている栄養機能食品の改正を2026年度末とはせず、2026年9月以前のできるだけ早い時期に改正を行い、重複期間を1.5年以上設けるものです。それにより、今回の栄養機能食品改正に伴う経過措置と栄養素等表示基準値の経過措置との重複期間を少なくとも1.5年間確保していただくことを希望いたします。

### 【案1】



なお、制度改正による事業者対応及び消費者が不利益になる具体例につきまして、ビタミンDを例として下記にお示しします。

- 1) 昨年度の栄養素等表示基準値の改正(5.5  $\mu$ g $\rightarrow$ 9.0  $\mu$ g)に伴い、「栄養素等表示基準値に占める割合」の表示変更が先ず必要となります。
- 2) 今回の栄養機能食品制度の改正における下限値の変更(1.65  $\mu$ g $\rightarrow$ 2.70  $\mu$ g)に伴い、上限値と下限値の幅が狭まる(3.35  $\mu$ g $\rightarrow$ 2.3  $\mu$ g)ため、製品によっては、ビタミンDの配合量の変更が必要となる場合が出てきます。更に、栄養機能表示の変更及び「栄養素等表示基準値に占める割合」の再変更も必要となります。

事業者がこれら2種類の変更に対応する際に、取り組み方法いかんにより以下のようなリスクが発生します。

- 1)および2)の対応をその都度行くと、表示改訂や処方変更等の改訂作業が短期間に繰り返し発生し、コスト増に繋がります。その結果、改訂にかかる費用が製品価格に反映されることで、消費者負担の増加を招くおそれがあります。
- 2)において配合量変更を行う場合、賞味期間を通じて上限値・下限値内に成分量が収まることを確認するための保存安定性試験が必要となりますが、上限値・下限値の幅が狭まったことにより、従来以上に丁寧かつ慎重な評価を行う時間が必要となります。十分な検討時間が確保できない場合、時間が限られる中で検討が拙速になり、消費者に下限値を下回る不良品を意図せず提供してしまう、あるいは最初の変更が上手くいかずにやり直しが必要となり、経過措置期間終了に間に合わずに販売を中断せざるを得なくなり、供給責任を果たせなくなる事態も想定されます。

以上を踏まえると、2種類の制度改正を一度に実施でき、且つ配合量変更および保存安定性評価のやり直しが可能な経過措置期間を確保することが重要です。表1に示す企業における通常の改訂作業スケジュールを鑑みると、栄養素等表示基準値の改正に伴う経過措置期間と今回の改正に伴う経過措置期間については、最短でも1.5年間程度の重複期間を設けることが望ましいと考えます。

表1 企業における通常の改訂作業スケジュール

<p>■ 処方変更（調整）：2～4か月※          新規原料追加、プレミックス原料の調整</p> <p>■ 経時変化の確認：6～12か月※</p> <p>■ 分析期間：1～2か月※</p> <p>■ 在庫調整：6～12か月</p> <p>■ パッケージ変更・製作：3～6か月</p> <p>※繰り返し実施を見込む</p>
--

ビタミンDを例として示した状況は、栄養素等表示基準値が改正され(表2の赤字と青字)、且つ栄養機能食品の上限値・下限値の幅が狭まった栄養素(表3)において、程度の差はあるものの共通して生じ得るものです。具体的には、カルシウム、銅、パントテン酸、ビタミンB<sub>12</sub>、ビタミンD、ビタミンEが該当する可能性があります。

表2 栄養素等表示基準値の改正

栄養成分及び熱量	単位	現行	改正案	栄養成分及び熱量	単位	現行	改正案
たんぱく質	g	81	85	マンガン	mg	3.8	3.2
脂質	g	62	70	モリブデン	μg	25	25
飽和脂肪酸	g	16	17	ヨウ素	μg	130	140
n-3系脂肪酸	g	2.0	2.0	リン	mg	900	900
n-6系脂肪酸	g	9.0	10.0	ナイアシン	mg	13	13
炭水化物	g	320	320	パントテン酸	mg	4.8	5.5
食物繊維	g	19	20	ビオチン	μg	50	50
亜鉛	mg	8.8	8.5	ビタミンA	μg	770	770
カリウム	mg	2,800	2,800	ビタミンB <sub>1</sub>	mg	1.2	1.0
カルシウム	mg	680	700	ビタミンB <sub>2</sub>	mg	1.4	1.4
クロム	μg	10	10	ビタミンB <sub>6</sub>	mg	1.3	1.3
セレン	μg	28	28	ビタミンB <sub>12</sub>	μg	2.4	4.0
鉄	mg	6.8	6.5	ビタミンC	mg	100	100
銅	mg	0.9	0.8	ビタミンD	μg	5.5	9.0
ナトリウム	mg	2,900	2,700	ビタミンE	mg	6.3	6.5
(食塩相当量)	g	なし	7.0	ビタミンK	μg	150	150
マグネシウム	mg	320	320	葉酸	μg	240	240
				エネルギー	kcal	2,200	2,200

現行から増える値：赤字 現行から減る値：青字

表3 栄養機能食品の上下限值

栄養成分	下限値		上限値		栄養成分	下限値		上限値	
	現行	改正案	現行	改正案		現行	改正案	現行	改正案
n-3系脂肪酸	0.6 g	0.6 g	2.0 g	2.0 g	ビタミンA	231 μg	231 μg	600 μg	600 μg
亜鉛	2.64 mg	2.55 mg	15 mg	17 mg	ビタミンB <sub>1</sub>	0.36 mg	0.30 mg	25 mg	25 mg
カリウム	840 mg	840 mg	2,800 mg	2,800 mg	ビタミンB <sub>2</sub>	0.42 mg	0.42 mg	12 mg	12 mg
カルシウム	204 mg	210 mg	600 mg	600 mg	ビタミンB <sub>6</sub>	0.39 mg	0.39 mg	10 mg	10 mg
鉄	2.04 mg	1.95 mg	10 mg	10 mg	ビタミンB <sub>12</sub>	0.72 μg	1.20 μg	60 μg	60 μg
銅	0.27 mg	0.24 mg	6.0 mg	4.6 mg	ビタミンC	30 mg	30 mg	1,000 mg	1,000 mg
マグネシウム	96 mg	96 mg	300 mg	320 mg	ビタミンD	1.65 μg	2.70 μg	5.0 μg	5.0 μg
ナイアシン	3.9 mg	3.9 mg	60 mg	60 mg	ビタミンE	1.89 mg	1.95 mg	150 mg	150 mg
パントテン酸	1.44 mg	1.65 mg	30 mg	30 mg	ビタミンK	45 μg	45 μg	150 μg	150 μg
ビオチン	15 μg	15 μg	500 μg	500 μg	葉酸	72 μg	72 μg	200 μg	200 μg

3. 栄養機能食品につきましては、制度の趣旨や適切な活用方法について、消費者および事業者双方の理解を一層深めることが重要であると考えます。

そのため、広く消費者および事業者のリテラシー向上を図る観点から、セミナーや説明会の開催等を含む啓発活動を積極的に実施していただきますようお願い申し上げます。

以上